



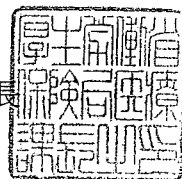
保医発第0701002号
平成20年7月1日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)

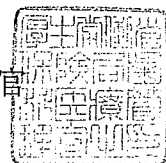
国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県後期高齢者医療主管部(局)

後期高齢者医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「特定保険医療材料の材料価格算定に関する
留意事項について」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成20年3月5日保医発第0305005号)により取り扱われてきたところであるが、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成20年厚生労働省告示第353号)が公布され、平成20年7月1日から適用されることとされたことに伴い、同通知を下記のとおり改正し、平成20年7月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図られたい。

記

Iの3の(75)のイの次に次のように加える。

ウ 胸部大動脈用ステントグラフトは、1回の手術に対し1個を限度として算定できる。

なお、以下の場合には1回の手術に対し2個を限度として算定して差し支えない。ただし、算定に当たっては診療報酬明細書の「摘要」欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。

a 1個のステントグラフトで治療が可能な長さを超えるため、複数個の使用が必要な場合

ｂ 中枢側及び末梢側の固定部位の血管径が異なり、1個のステントグラフトで許容できる範囲を超えるため、複数の組み合わせによる使用が必要な場合

エ 胸部大動脈用ステントグラフトを使用するに当たっては、関係学会の定める当該材料の実施基準に準拠すること。

別紙058 (11) 中「人工膝関節K I - 1 1」を「人工膝関節K I - 1 2」に改め、同(11)を同(12)とし、同(10)中「人工膝関節K P - 1 0」を「人工膝関節K P - 1 1」に改め、同(10)を同(11)とし、同(9)中「人工膝関節K P - 9」を「人工膝関節K P - 1 0」に改め、同(9)を同(10)とし、同(8)中「人工膝関節K H - 8」を「人工膝関節K H - 9」に改め、同(8)を同(9)とし、同(7)中「人工膝関節K H - 7」を「人工膝関節K H - 8」に改め、同(7)を同(8)とし、同(6)中「人工膝関節K T - 6」を「人工膝関節K T - 7」に改め、同(6)を同(7)とし、同(5)中「人工膝関節K T - 5」を「人工膝関節K T - 6」に改め、同(5)を同(6)とし、同(4)中「人工膝関節K H - 4」を「人工膝関節K H - 5」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「人工膝関節K H - 3」を「人工膝関節K H - 4」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)の次に次のように加える。

(3) 大腿骨側材料・全置換用材料 (Ⅲ)

人工膝関節K F - 3